

国の子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける子育て世帯の生活支援を行う観点から、下記対象の子育て世帯に対し、給付金の支給を行います。

■支給対象者…次の(1)(2)の両方に当てはまる方が対象です。

※すでに同様の給付金または、ひとり親世帯の給付金を受け取った方は除きます。

(1) 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がいのある児童については20歳未満)を養育する方 ※令和6年2月末までに生まれた新生児も対象となります。

(2) 次のアまたはイのどちらかに当てはまる方

ア.生計維持者の令和5年度の住民税(均等割)が非課税の方

イ.家計急変者…食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の収入が急変し、住民税(均等割)非課税相当の水準になった方

※【参考】家計急変の該当基準(非課税限度額早見表)

年収見込額(令和5年1月以降の任意の1ヶ月×12月)を夫婦で比較し、いずれか高い方の年収見込額が住民税(均等割)非課税相当の水準以下であること。

世帯の人数(※)	所得額ベース	収入額ベース
2人(例) 夫(婦)+子1人	82.8万円	137.8万円
3人(例) 夫婦+子1人	110.8万円	168万円
4人(例) 夫婦+子2人	138.8万円	209.7万円
5人(例) 夫婦+子3人	166.8万円	249.7万円
6人(例) 夫婦+子4人	194.8万円	289.7万円
7人(例) 夫婦+子5人	222.8万円	329.7万円

(※)世帯の人数は以下の合計人数です。(世帯の実人数ではありません。)

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者(前々年の収入金額103万円以下の者)
- ・税法上の扶養親族(16歳未満の者も含む)



■支給額…児童1人当たり 一律5万円

■申請手続き…町ホームページをご覧ください。

■申請期間…令和6年2月29日(木)まで



町ホームページ

問い合わせ窓口: こども未来室 (多世代交流館きらり内) 電話 0258-86-5586